

## 会場のご利用について

### (宴会・催事規約)

当レストラン(以下、会場と称します)では、宴会又は催事(以下、宴会等と称します)のご契約及び会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので予めご承知ください。

#### 1. 宴会時間と追加室料

会場のご利用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します)は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料をご頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご利用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

#### 2. 有料人数の確認

お料理等を用意する最終人数(以下、有料人数と称します)を宴会等の開催日の2日前正午までに会場の担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴いたします。

#### 3. お申込金(内金)

宴会等のご予約の時に内金をお支払いいただきます。内金の金額はご宴会内容に基づいて、会場より提示させていただきます。

#### 4. 前払金

会場より提示いたしました見積金額を原則として宴会等開催日の7日前までに、所定の金融機関にお振込いただくか、あるいは現金にてお支払いください。

#### 5. 取消料

すでにご契約いただいたご宴会等を取消される場合には、原則として下記により取消料を頂戴いたします。

- |                        |                                       |
|------------------------|---------------------------------------|
| ① ご宴会等のお申込日より当日の61日前まで | 2時間の会議室料もしくは<br>見積金額(サービス料・税金を除く)の10% |
| ② ご宴会等当日の60日前から21日前まで  | 見積金額(サービス料・税金を除く)の30%                 |
| ③ ご宴会等当日の20日前から11日前まで  | 見積金額(サービス料・税金を除く)の50%                 |
| ④ ご宴会等当日の10日前から前日まで    | 見積金額(サービス料・税金を除く)の80%                 |
| ⑤ ご宴会等当日               | 見積金額(サービス料・税金を除く)の100%                |

尚、手配等による費用が発生した場合には、上記取消料とは別途に請求させていただきます。

#### 6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾、音楽、余興等につきましては、会場から指定業者に手配させていただきます。お客様が会場の指定する業者以外に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前に会場にご連絡の上その了解を得てご依頼ください。  
(会場の事前の了解を得ないで直接業者にご依頼なさることはご遠慮ください。)

#### 7. 直接ご依頼の業者に対する指示

会場の了解のもとにお客様が直接ご依頼された業者が行うご宴会等の装飾、余興等の機械及び材料の搬入・搬出又は看板等のサイズ・取付け方法・設置場所等につきましては、会場の美観や導線等の関係で会場より業者の方々に指示させていただきます。

#### 8. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、会場の施設・什器備品等を破損したり、損傷したりしないよう十分にご注意ください。もし、施設・什器備品等の破損・損傷等が発生した場合には、会場からの指示に従って速やかに修理していただくか、または損害賠償金をご負担いただきます。

#### 9. 禁止事項

次に挙げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮ください。

- ① 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持込み。(身体障害者補助犬は除く)
- ② 発火又は引火性の物品の持込み。
- ③ 悪臭を発生するものの持込み。
- ④ 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- ⑤ 備付品等の移動。
- ⑥ 使用目的以外のご利用。
- ⑦ その他法令で禁じられている行為。

#### 10. 宴会利用契約締結の拒否

次に掲げる各項目につきましては、宴会等利用契約の締結に応じません。

- ① 会場利用者の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者等を含む反社会的勢力に属する者がいる場合。
- ② 会場の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- ③ 会場従業員に対して、暴力的要請行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

#### 11. 当会場の契約解除権

次の場合には、宴会等のお申込をお断りし、又は既にご契約いただいた場合でもそのご契約を解約させていただくことがありますので、予めご承知ください。

- ① 宴会等にご出席されるお客様が法令又は公序良俗に反する行為をされ、又はその恐れがあると会場が判断した場合。
- ② 宴会等にご出席されるお客様が、他のお客様にご迷惑をおかけし、又はその恐れがあると会場が判断した場合。
- ③ 天災または施設の故障、その他やむを得ない事由により会場を使用することができなくなった場合。
- ④ この「宴会・催事規約」に違反する事実があった場合。